

令和6年度 持続可能な地域コミュニティ構築支援事業  
「コミュニティ・プラットフォーム形成地域のモデル的な  
取組創出」業務委託に関する企画提案募集要項

## 1 事業の目的及び概要

県では、地域の多様な主体が連携・協力して地域課題の解決を図る地域コミュニティ「コミュニティ・プラットフォーム(\*1)（「以下「コミプラ」という）」づくりに向けた市町村や地域の取組を促進しています。

その一環として、複雑・多様化する地域課題を解決するため、コミプラ形成地域において、県と市町村、コミプラ、NPO法人等（受託団体）がそれぞれの特性を生かして協働(\*2)で地域課題解決に取り組むモデル的な事業を実施するものです。

- ・ 事業の内容は、市町村が示す地域課題に係る「取組テーマ」に沿って、市町村やコミプラ、NPO法人等（受託団体）が協働で地域課題解決に向けて取り組むものです。（\*県は事業の方向性の確認や助言等を実施）
- ・ 協働で事業実施を希望する団体等（3「応募できる団体等」参照）は、テーマを設定した市町村に事業の企画を提案し、事業内容等について両者の協議を整えて、連名で県へ応募することとなります。（9(5)「市町村との事前協議」参照）

\*1：コミュニティ・プラットフォーム（コミプラ）

小学校区などの範囲において、自治会やNPO、企業などの多様な主体が連携・協力して地域課題の解決に取り組む地域コミュニティのこと

\*2：協働

共通の目標の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係の構築を図りつつ、責任と役割を共有・分担し、協力・協調し、成果を共有すること。

## 2 取組テーマ

別添の「取組テーマ」一覧のとおり

## 3 応募できる団体等

応募できるのは、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体のほか、企業、大学等で、次の(1)～(5)の全ての要件を備えている団体等（以下「団体等」という。）です。

また、複数の団体による共同事業体で応募することも可能です。この場合、共同事業体の幹事団体は、次の要件を備えており、構成団体も(2)を除き要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- (2) 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること

なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。

- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること  
(NPO法人にあっては、応募時にこれが確認できない場合、企画採択後に定款変更認証申請を行うこと。)
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
  - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体等
  - ウ 暴力団
  - エ 役員等が、暴力団員等であると認められる団体等
  - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
  - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
  - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
  - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
  - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

※ 上記ア～ケに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

- (ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (イ) 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (ウ) 団体等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (エ) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ① 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
  - ② 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ・ 共同事業体を構成する団体の中から、県及び市町村に対する窓口として代表団体を選出すること。

## 4 対象となる事業

対象とする事業は、次の全てを満たす必要があります。

- (1) 市町村が示す「取組テーマ（取組テーマ、背景・地域課題）」に沿ったものであり、コミプラ形成地域における地域課題解決に向けて、団体等と市町村・コミプラが協働で取り組む先進的・先駆的な事業であること
- (2) 団体等の特性（専門性、柔軟性、自発性、個別性、多様性、機動性等）を生かすことにより、地域課題の効果的・効率的な解決が図られる事業であること
- (3) コミプラの持続可能な取組に資する事業であること

- (4) 事業終了後も実施地域での事業成果を生かした取組が見込まれる事業であること
- (5) 県内の他地域（コミプラ）において参考となる事業であること

なお、施設の整備・改修や設備・備品の購入を主たる内容とする事業は対象外です。

## 5 事業費

上限額 1,500 千円（消費税込）

## 6 採択件数

1 件程度（事業費総額 1,500 千円以内で複数採択する場合もあり）

## 7 事業の実施期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）

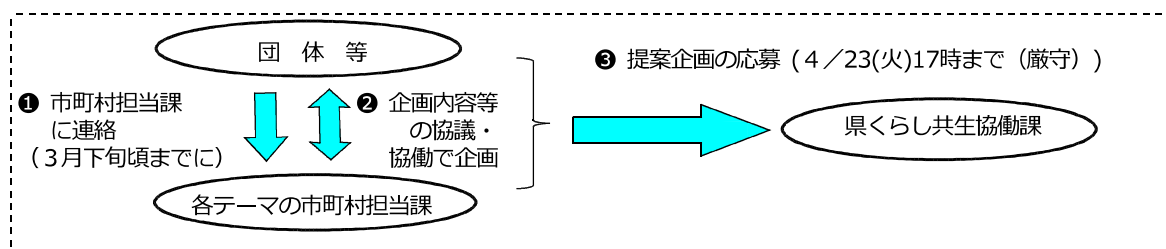
## 8 対象となる経費等

- (1) 対象となる経費  
対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費は除きます。  
人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、施設等整備費、設備・備品購入費等
- (2) 施設及び設備・備品の整備
  - ア 本事業における施設や設備・備品の整備は、事業の目的を達成するために真に必要不可欠であり、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限るものとし、上限額は原則として総事業費の 1/2 以内とします。なお、本事業に地方創生推進交付金が財源として充当された場合は、国への協議が必要となり、承認を受ける必要があります。
  - イ 施設整備に国及び地方公共団体等の他の事業が活用できる場合には、それを優先するものとし、活用が困難な場合に限り、本事業の対象とすることとします。  
なお、その場合、当該施設等の整備に係る経費に充当できる割合は、他の事業の補助率等（助成率、交付割合等）以下とします。

## 9 募集期間及び応募方法

- (1) 募集期間  
令和 6 年 3 月 22 日（金）～ 4 月 23 日（火）午後 5 時まで（必着）
- (2) 応募方法  
次の(3)の提出書類を応募先に郵送（信書便を含む）又は直接お持ちください。  
※ファクスや電子メールでの応募は受け付けません。
- (3) 提出書類  
次の書類を 1 部提出してください。
  - ア 応募書 【様式第 1 号】
  - イ 事業計画書 【様式第 2 号】
  - ウ 添付資料

- ① 団体等の定款、規約、又はこれに代わるものの写し  
 ② 団体等の活動（直近1年間の事業実績）及び類似案件の実績や応募事業の内容を理解するために参考となる資料
- エ 共同事業体応募構成届出書【様式第3号】（※共同事業体で応募の場合のみ）
- (4) 提出の条件
- ア 提出された企画提案書は、返却しません。  
 イ 企画提案書は、選考にあたり必要な範囲において複製することがあります。  
 ウ 企画提案書の著作権は、応募団体に帰属します。  
 エ 採用された企画提案書の使用権は、鹿児島県に帰属します。  
 オ 企画提案書の作成に要する経費は、応募団体の負担になります。
- (5) 市町村との事前協議  
 事業実施を希望する団体等は、テーマを設定した市町村との協議が必要です。  
**企画提案に向けた市町村との協議を早めに（3月下旬頃までには）開始してください。**  
 なお、市町村との協議の結果、応募できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。



## 10 審査・選考方法

- (1) 審査・選考  
 審査及び選考は、県において行います。
- (2) 事業内容等の確認  
 審査の過程で、応募内容に不明な点がある場合は、電話等で確認させていただくことがあります。
- (3) プレゼンテーション  
 審査に際しては、原則として事業についてのプレゼンテーションをお願いします。
- プレゼンテーションの日時・場所
- ・ 日時：令和6年5月8日(水)頃（予定）
  - ・ 場所：鹿児島県庁内会議室（予定）
- \* プレゼンテーションの日時等の詳細については、後日通知します。  
 \* プレゼンテーションは、原則として、応募団体である団体等と市町村の両者で対応することとします。  
 \* また、プレゼンテーションの出席に係る経費は、応募団体（団体等・市町村）の負担とします。  
 \* なお、オンラインでのプレゼンテーションも可能です。
- (4) 選考結果  
 選考結果は、全ての応募団体に対し、文書で通知します。

## 11 審査基準

- (1) 事業目的・内容の的確性
  - ・ コミプラ形成地域における地域課題の解決を目的とした先進的・先駆的な取組であり、他地域のモデルとなるものであること
  - ・ コミプラの持続可能な取組に資するものであること
  - ・ 事業目的や内容に重要性・緊急性があること
- (2) 事業内容の実現性
  - ・ 事業内容に具体性があり、実現可能なものであること
  - ・ 団体等の特性を生かすことができるものであること
  - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること
  - ・ 市町村やコミプラとの役割分担が明確かつ妥当であること
- (3) 事業の継続性
  - ・ 事業終了後も実施地域での事業成果を生かした取組が見込まれるものであること
- (4) 事業費の妥当性
  - ・ 所要経費の積算は事業内容に対し妥当なものであること

## 12 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（事業採択後の協議）
  - ア 事業を採択された団体等（以下「実施団体」という。）は、県及び市町村と実施に向けた協議を改めて行います。  
なお、協議の結果、事業内容の一部を変更する場合があります。
  - イ 県と実施団体は、上記アの協議に基づき、業務委託契約に必要な事業の仕様書を作成します。
- (2) 見積書等の提出  
実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、事業費の見積書と下記の書類を県に提出します。
  - ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」【様式第4号】
  - イ 任意団体については、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面」及び「団体の目的等についての確認書」〔様式は別途提示〕
  - ウ 県税の納税証明書（各地域振興局・支庁の県税課（鹿児島地域振興局は県税管理課）で発行します。）
- (3) 契約の締結  
県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。
- (4) 事業進捗状況報告（中間報告等）  
実施団体は、事業の進捗状況（中間報告等）について、市町村と内容を調整の上、県に報告します。（時期・様式等は別途指示）
- (5) 実績報告及び完了検査
  - ア 実施団体は、事業終了後、市町村と内容を調整の上、令和7年3月21日（金）までに事業実績報告書【様式第5号】及び収支決算書【様式第6号】を県に提出します。
  - イ 県は、実施団体からアの書類を受理した後、速やかに完了検査を行います。
- (6) 事業費の請求及び支払い

- ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求するものとします。
- イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。

## 13 会計処理等

- (1) 会計区分  
本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管  
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和7年度）から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。
- (3) 財産の管理
  - ア 事業完了後の財産の帰属  
事業の成果品は原則として委託元である県に帰属しますが、協働事業の場合、実施団体等が相応の経費負担をする場合があり、その場合の成果物の帰属は仕様書等に定めることとします。
  - イ 財産の管理及び使用  
本事業により取得し、又は効用の増加した財産の本事業完了後の管理については、契約の中で実施団体と県が取り決めます。  
なお、財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとします。  
また、本事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が5万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）が定める耐用年数を経過するまで、県知事の承認を受けずに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保、又は処分に供してはならないものとします。

## 14 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等  
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 実施団体における情報提供  
実施団体は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

## 15 事業のスケジュール

募 集	令和6年3月22日（金）～4月23日（火）午後5時まで（必着）
審査・選考等	【令和6年4月～5月】 ○ 応募事業の審査による実施事業の採択 ○ 選考結果の通知，公表 ○ 事業の委託契約の締結
事業実施	【令和6年5月（委託契約締結日）～令和7年3月21日（金）】 ○ 仕様書に沿って事業実施 ○ 事業の進捗状況の報告（11月末頃） ○ 事業の完了，事業実績報告書の提出（令和7年3月21日（金）まで）

## 16 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局 暮らし共生協働課 地域協働係 上ノ町，川畑  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁行政庁舎9階  
電話：099-286-2247 FAX：099-286-5524  
Email：k-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp



【様式第1号】

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

(団体等名)  
代表者の役職名及び氏名

(市町村名)  
代表者の役職名及び氏名

令和6年度 持続可能な地域コミュニティ構築支援事業  
「コミュニティ・プラットフォーム形成地域のモデル的な取組創出」応募書

標記事業を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

1 申請者情報（該当する□にチェック、以下同様）

(1) 団体等

団体の種類	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 地縁組織 <input type="checkbox"/> 協同組合 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 任意団体（法人格なし）
団体・組織名	
主たる事務所の所在地	
本件の担当者 職・氏名	
電話 番号	団体代表 担当者
メールアドレス	
ホームページ	
団体設立年月日	令和 年 月 日
法人設立登記年月日	令和 年 月 日
活動目的	
主たる活動範囲	<input type="checkbox"/> 市区町村内（ ） <input type="checkbox"/> 都道府県内 <input type="checkbox"/> 複数都道府県内（ ） <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 海外
会員数（社員総数）	
事務局体制	有給常勤（ ）名 有給非常勤（ ）名 無給常勤及び無給非常勤（ ）名
収入総額	直近の事業年度（ ）百万円 （令和 年 月～ 年 月）

(2) 市町村

市町村 (担当課・担当係)	
本件の担当者	
電話番号・FAX	
メールアドレス	



2 応募する企画提案事業  
別紙【様式第2号】のとおり

3 県委託料応募額

\_\_\_\_\_ 千円

4 団体等の応募要件（自己申告）

- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではない
- 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではない
- 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等でない
- 団体等の役員等が、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者並びに破産者で復権を得ていない者のいずれにも該当しない
- 県税に未納はない

5 情報開示の状況（団体の活動状況についての情報開示の状況及び予定）

- 既に開示済み
- 今後開示予定（令和 年 月頃開示予定）

6 添付書類

- ① 事業計画書【様式第2号】
  - ・参考様式2-①：事業実施体制
  - ・参考様式2-②：事業スケジュール
  - ・参考様式2-③：事業収支計画
- ② 団体等の定款、規約、又はこれに代わるものの写し
- ③ 団体等の直近1年間の事業実績
- ④ 類似案件の実績や応募事業の内容を理解するために参考となる資料
- ⑤ 共同事業体応募構成届書【様式第3号】（※共同事業体で応募の場合のみ）

【様式第2号】

事業計画書

事業名	
取組テーマ (*市町村が示す取組テーマ)	
事業実施主体	団体等 市町村 (担当課)
事業概要	※ 100～150 字程度で簡潔に記載してください。
事業の背景 (地域課題)	
事業目的	
事業実施地域 (コミプラ形成地域)	
事業内容	(実施年月日, 実施場所, 参加人数, 活動内容等について記載してください。)
事業実施体制	(関係団体等の役割分担, 実施方法について記載してください。)  ※参考様式2-①を添付する。
事業スケジュール	  ※参考様式2-②を添付する。
県委託料(応募額) /全体事業費	<input type="text"/> 千円 / <input type="text"/> 千円  ※参考様式2-③を添付する。
事業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
事業終了後の実施 地域での事業成果 を生かした取組の 方向性(期待される 取組・展開等)	

※ 必要に応じて行数を増やして作成してください。

※ 募集要項の「11 審査基準」に留意して記入してください。

【参考様式2-①：事業実施体制】

1 事業を実施する担当者等

氏 名 (団体名等)		所属団体名及びその役職	この事業における役割
団 体 名			
市 町 村			
コ ミ プ ラ			

2 上記1以外で事業実施に協力する団体・機関等

団体・機関名	代表者の 役職・氏名	この事業における役割	住 所 電 話 番 号

※ 必要に応じて、役割分担の資料を添付してください。

【参考様式2-②：事業スケジュール】

年 月	事 業 実 施 内 容
令和6年 5月	
6月	
7月	
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">(記 載 例)</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>〇〇の実施</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>△△のPR</p> </div> </div> </div>
9月	
10月	
11月	
12月	
令和7年 1月	
2月	
3月	

※ 実施する項目ごとに、 ←→ で、期間等を記載してください

【参考様式 2 - ③ : 事業の収支計画】

1 収入の部

区 分	金 額 (円)	積 算 根 拠
県委託料		
		※県委託料以外の収入がある場合は、必ず記載してください。
合 計		

2 支出の部

区 分	金 額 (円)	積 算 根 拠
人 件 費		
謝 金		
旅 費		
消 耗 品 費		
印刷製本費		
通信運搬費		
使用料及び 賃 借 料		
委 託 費		
施 設 等 整 備 費		
設 備 ・ 備 品 購 入 費		
合 計		

※ ① 県委託料以外の収入については、積算根拠欄に、その種類、使途目的や負担者及び  
 充当する経費等を記入してください。

② 収入合計と支出合計を一致させてください。

【様式第3号】

共同事業体応募構成届出書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

共同事業体名  
代表団体 所在地  
法人等の名称  
代表者名

令和6年度 持続可能な地域コミュニティ構築支援事業「コミュニティ・プラットフォーム形成地域のモデル的な取組創出」に応募するため、次の団体は共同事業体を構成し、鹿児島県との間における下記事項に関する権限を代表団体に委託して申請します。

なお、受託した場合は、各構成団体は委託業務の遂行及びこれに伴う当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の事務所所在地	
共同事業体の代表者 (受任者)	
共同事業体の構成団体 (委任者)	
共同事業体の構成の期間、 構成団体の変更等	令和 年 月 日に設立し、受託した場合は、契約期間終了後3か月が経過するまでは解散できません。 当共同事業体の構成団体の変更、脱退、除名等については、事前に鹿児島県知事と協議し承認を受けなければなりません。
委任事項	1 委託業務に関する一切の権限 2 経費の請求受領に関する一切の権限 3 契約に関する一切の権限 4 その他、上記に付随する事項の一切の権限

※共同事業体の応募の場合のみ提出してください。  
(構成団体数が多い場合は適宜追加してください。)

【様式第4号】（選考・決定後、契約の見積書提出時に作成・提出）

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - (2) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 2 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名

生年月日 年 月 日

（注）「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者





【様式第5号】

令和6年度 持続可能な地域コミュニティ構築支援事業

「コミュニティ・プラットフォーム形成地域のモデル的な取組創出」事業実績報告書

1 成果等報告

事業名	
事業実施主体	団体等 市町村 (担当課)
事業費等	総事業費 千円 県委託料 千円
事業実績概要	※ 100~150字程度で簡潔にまとめて記載してください。
事業実績内容	※ 実施年月日, 実施場所, 参加人数, 活動内容等の実績について記載してください。
実施体制(協働の状況)	※ 関係団体等の役割分担, 実施方法について記載してください。
県委託料/全体事業費	<input type="text"/> 千円 / <input type="text"/> 千円 ※【様式第5号】を添付
事業期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日
事業成果	
課題	
事業終了後の実地地域での事業成果を生かした取組の方向性(取組・展開等)	

※ 必要に応じて行数を増やして作成してください。

※ 当該委託料により取得し, 又は効用の増加した価格が5万円以上の機械及び器具等がある場合, 別業にて, 機械等の名称, 価格, 管理者及び耐用年数等を明記すること。

2 添付書類

- ・ 周知広報用(県ホームページ掲載等)実績報告(県別途指示)
- ・ 成果物(事業で作成した報告書, チラシ, パンフ等)
- ・ 掲載された新聞記事, 雑誌等の写し
- ・ その他事業の概要が分かる資料

【様式第6号】

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単価：円)

区 分	予算額	決算額	差 額	決算内訳
県委託料				
その他資金				
合 計				

2 支出の部

(単価：円)

区 分	予算額	決算額	差 額	決算内訳
人 件 費				
謝 金				
旅 費				
消 耗 品 費				
印刷製本費				
通信運搬費				
使用料及び賃借料				
委 託 費				
施 設 等 整備費				
設備・備品購入費				
合 計				